

笛吹市団体誘客促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市への団体誘客の促進及び地域のにぎわいの創出を図るため、笛吹市におけるスポーツ・文化合宿等を扱う旅行者及び笛吹市を開催地とする大会の主催者に対し、予算の範囲内で団体誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則（平成16年笛吹市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 市長は、補助金の交付に係る業務の全部又は一部を、一般社団法人山梨県旅行業協会に委託することができる。

(補助金の交付対象となる合宿等)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿、大会等（以下「合宿等」という。）は、笛吹市内の宿泊施設における延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数をいう。以下同じ。）が20人泊以上であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ又は文化団体の合宿
- (2) 民間企業が自社の社員に対して行う研修合宿
- (3) 大学等のゼミ合宿
- (4) 教育旅行
- (5) スポーツ又は文化活動に係る大会
- (6) その他市長が認める合宿等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する合宿等は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的としている合宿等
- (2) その内容が公の秩序又は善良の風俗に反する合宿等

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行者（営業所、支店等を含む。）であって、前条第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる合宿等を対象とした旅行業務（同法第2条第2項の旅行業務をいう。）を実施するもの

(2)前条第 5 号又は第 6 号に掲げる大会を主催する者

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、合宿等の参加者(大会の事務局、大会の参加者の指導者その他の大会の関係者であつて、市長が適当と認めるものを含む。)の笛吹市内の宿泊施設における延べ宿泊数に 500 円を乗じて得た額とし、30 万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、合宿等を催行する 10 日前までに、団体誘客促進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは団体誘客促進事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、不適当と認めるときは団体誘客促進事業補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、申請のあつた者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第 8 条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者は、交付決定後に補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、団体誘客促進事業補助金変更承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは団体誘客促進事業補助金変更承認通知書(様式第 5 号)により、不適当と認めるときは団体誘客促進事業補助金変更不承認通知書(様式第 6 号)によりその理由を付して、承認申請のあつた者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第 9 条 第 7 条の規定による交付決定通知書を受けた者は、スポーツ合宿等が完了したときは、当該完了の日から起算して 10 日以内に、団体誘客促進事業補助金実績報告書(様式第 7 号)に宿泊施設利用証明書(様式第 8 号)その他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、団体誘客促進事業補助金額確定通知書(様式第 9 号)により、実績報告のあつた者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 11 条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、速やかに団体誘客促進事業補助金請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)この要綱の規定に違反したとき。

(3)前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、団体誘客促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、団体誘客促進事業補助金返還命令書(様式第 12 号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。